

契約野菜安定供給制度図表

(1) 契約指定野菜安定供給事業

項目	事業内容																			
根拠法令等	野菜生産出荷安定法・独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書																			
事業主体	独立行政法人農畜産業振興機構																			
対象野菜	(重要野菜) たまねぎ <u>秋冬だいこん</u> <u>秋冬はくさい</u> <u>春キャベツ</u> <u>夏秋キャベツ</u> <u>冬キャベツ</u> 以上4品目6種別	夏秋きゅうり <u>冬春きゅうり</u> 夏秋ピーマン <u>冬春ピーマン</u> 夏秋トマト 冬春トマト 夏秋なす 冬春なす 秋冬さといも	ばれいしょ 春だいこん 夏だいこん 春夏にんじん 秋にんじん 冬にんじん 春はくさい 夏はくさい	春レタス 夏秋レタス 冬レタス 春ねぎ 夏ねぎ <u>秋冬ねぎ</u> ほうれんそう 以上12品目24種別																
	<p>(_____は本県既存産地指定品目 9品目10種別)</p> <p>加工用品種を含む。ただし、でんぶん又はアルコール原料用ばれいしょは除く。</p> <p>※ 簡易な処理を行った野菜も対象(皮ムキ、芯抜き、ふたつ割、パッキング等)</p>																			
产地の要件	<p>1. 作付面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行指定産地型</th> <th colspan="2">複合指定産地型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葉茎菜類・根菜類</td> <td>20ha以上</td> <td>16ha以上</td> <td>左の類別毎の面積要件を満たし、2種類以上で構成されている産地</td> </tr> <tr> <td>果菜類(夏秋もの)</td> <td>12ha以上</td> <td>10ha以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>果菜類(冬春もの)</td> <td>8ha以上</td> <td>6ha以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 共販等率: 総出荷量の2/3以上 [ただし、総出荷量が概ね2,000トン(ねぎ1,000トン・ほうれんそう800トン・さといも400トン)以上ある場合は・総出荷量の1/2以上)]</p>					現行指定産地型	複合指定産地型		葉茎菜類・根菜類	20ha以上	16ha以上	左の類別毎の面積要件を満たし、2種類以上で構成されている産地	果菜類(夏秋もの)	12ha以上	10ha以上		果菜類(冬春もの)	8ha以上	6ha以上	
	現行指定産地型	複合指定産地型																		
葉茎菜類・根菜類	20ha以上	16ha以上	左の類別毎の面積要件を満たし、2種類以上で構成されている産地																	
果菜類(夏秋もの)	12ha以上	10ha以上																		
果菜類(冬春もの)	8ha以上	6ha以上																		
产地の登録要件	<p>出荷団体 (JA・経済連・全農等)</p> <p>上記の産地要件とする。</p> <p>生産者 (大規模生産者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行指定産地型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葉茎菜類・根菜類 果菜類(夏秋もの) 果菜類(冬春もの)</td> <td>概ね 2ha以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※概ね=8割以上</p>					現行指定産地型	葉茎菜類・根菜類 果菜類(夏秋もの) 果菜類(冬春もの)	概ね 2ha以上												
	現行指定産地型																			
葉茎菜類・根菜類 果菜類(夏秋もの) 果菜類(冬春もの)	概ね 2ha以上																			
対象となる契約取引	<p>書面契約</p> <p>対象出荷期間前の契約に限定〔出荷者と実需者及び量販店等への納入業者(以下「実需者等」という。)との書面契約〕</p> <p>契約形態</p> <ol style="list-style-type: none"> 出荷者と実需者等の直接契約 仲介者が一者の契約で出荷者と実需者等が契約当事者の三者契約 市場経由の契約取引 <ul style="list-style-type: none"> 卸を含む三者契約(実需者が買參權を持つ) 卸・仲卸を含む四者契約(実需者が買參權を持たない) <p>契約事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定野菜の種別 指定野菜の供給期間 契約価格(価格、価格の決定方式) 指定野菜の供給数量(定量供給契約) 供給数量の不足が生じた際にに関する事項 (定量・定価格契約における数量確保の補てんに加入する場合) その他必要な事項 																			
措置内容 (保証の主な仕組み) ※別表1参照	<p>1. 市場等に出荷する予定のものを契約取引に向けた場合 (契約価額と平均販売価額との差額の7割補てん) 作柄変動等による契約数量の不足分の購入確保にかかる経費補てん (契約価額と購入価額との差額の9割補てん)</p> <p>2. 市場価格連動契約における価格低落時の生産者補給金の交付 (発動基準価額(基準価格の90%)との差額の9割補てん)</p> <p>3. 過剰の場合の出荷調整(产地廃棄等)に対する生産者補給金の交付 (廃棄した野菜につき基準価額、又は契約価額のいずれか低い額の4割補てん)</p>																			
資金造成の負担割合	国 2/4、 県 1/4、 生産者(登録出荷団体または登録生産者) 1/4																			

(2) 契約特定野菜等安定供給事業

①指定野菜

項目	事 業 内 容																			
根拠法令等	野菜生産出荷安定法・公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会業務方法書																			
事業主体	公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会																			
対象特定野菜等	夏秋きゅうり 冬春きゅうり 夏秋ピーマン 冬春ピーマン 夏秋トマト 冬春トマト	夏秋なす 冬春なす 秋冬さといも ばれいしょ たまねぎ 春だいこん 夏だいこん 秋冬だいこん	春夏にんじん 秋にんじん 冬にんじん 春はくさい 夏はくさい 秋冬はくさい 春キャベツ 夏秋キャベツ 冬キャベツ	夏ねぎ 春ねぎ 秋冬ねぎ 春レタス 夏秋レタス 冬レタス ほうれんそう																
	以上14品目30種別 (_____は本県既存産地品目 4品目4種別)																			
	加工用品種を含む。ただし、でんぶん又はアルコール原料用ばれいしょは除く。 ※ 簡易な処理を行った野菜も対象(皮ムキ、芯抜き、ふたつ割、パッキング等)																			
産地の要件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">1. 作付面積</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">現行産地型</td> <td style="width: 25%;">複合指定産地型</td> <td style="width: 25%;">中山間産地育成型</td> </tr> <tr> <td>葉茎菜類・根菜類</td> <td>概ね 10ha 以上</td> <td>概ね 7ha 以上</td> <td>左の類別毎の面積要件を満たし、2種類以上で構成されている産地</td> </tr> <tr> <td>果菜類</td> <td>概ね 5ha 以上</td> <td>概ね 3ha 以上</td> <td>概ね 5ha 以上</td> </tr> </table> <p>※概ね=8割以上</p> <p>2. 共販等率：総出荷量の概ね 1/2 以上 (ただし産地強化計画を樹立した場合は総出荷量の 1/3 以上)</p> <p>3. 立地条件：中山間産地育成型・・・特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法又は離島振興法による指定を受け、かつ林野率が概ね 50% 以上の地域。</p>				1. 作付面積					現行産地型	複合指定産地型	中山間産地育成型	葉茎菜類・根菜類	概ね 10ha 以上	概ね 7ha 以上	左の類別毎の面積要件を満たし、2種類以上で構成されている産地	果菜類	概ね 5ha 以上	概ね 3ha 以上	概ね 5ha 以上
1. 作付面積																				
	現行産地型	複合指定産地型	中山間産地育成型																	
葉茎菜類・根菜類	概ね 10ha 以上	概ね 7ha 以上	左の類別毎の面積要件を満たし、2種類以上で構成されている産地																	
果菜類	概ね 5ha 以上	概ね 3ha 以上	概ね 5ha 以上																	
産地の登録要件	出荷団体 (JA・経済連・全農等)	上記の産地要件とする。																		
	生産者 (相当規模生産者等)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">現行産地型</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>葉茎菜類・根菜類</td> <td>概ね 2ha 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>果菜類</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※概ね=8割以上</p>				現行産地型		葉茎菜類・根菜類	概ね 2ha 以上		果菜類									
	現行産地型																			
葉茎菜類・根菜類	概ね 2ha 以上																			
果菜類																				
対象となる契約取引	書面契約	対象出荷期間前の契約に限定【出荷者と実需者及び量販店等への納入業者（以下「実需者等」という。）との書面契約】																		
	契約形態	<p>1. 出荷者と実需者等の直接契約</p> <p>2. 仲介者が一者の契約で出荷者と実需者等が契約当事者の三者契約</p> <p>3. 市場経由の契約取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸を含む三者契約（実需者が買參權を持つ） ・卸・仲卸を含む四者契約（実需者が買參權を持たない） 																		
	契約事項	<p>1. 対象野菜の種別</p> <p>2. 対象野菜の供給期間</p> <p>3. 契約価格（価格、価格の決定方式）</p> <p>4. 指定野菜の供給数量（定量供給契約）</p> <p>5. 供給数量の不足が生じた際にする事項 (定量・定価格契約における数量確保の補てんに加入する場合)</p> <p>6. その他必要な事項</p>																		
	措置内容 (保証の主な仕組み) ※別表1参照	<p>1. 市場等に出荷する予定のものを、契約取引に仕向けた場合 (契約価額と平均販売価額との差額の7割補てん) 作柄変動等による契約数量の不足分の購入確保にかかる経費補てん (契約価額と購入価額との差額の9割補てん)</p> <p>2. 市場価格連動契約における価格低落時の生産者補給金の交付 (発動基準価額（基準価格の90%）との差額の9割補てん)</p> <p>3. 過剰の場合の出荷調整（産地廃棄等）に対する生産者補給金の交付 (廃棄した野菜につき市場価額、又は契約価額のいずれか低い額の4割補てん)</p>																		
	資金造成の負担割合	国 1/3、県 1/3、生産者（登録出荷団体または登録生産者） 1/3																		

②特定野菜

項目	事業内容																													
根拠法令等	野菜生産出荷安定法・公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会業務方法書																													
事業主体	公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会																													
	<table> <tbody> <tr><td>グリーンピース</td><td>さやえんどう</td><td>そらまめ</td><td>えだまめ</td><td>さやいんげん</td></tr> <tr><td>かんしょ</td><td>にんにく</td><td>やまのいも</td><td>しょうが</td><td>ごぼう</td></tr> <tr><td>かぶ</td><td>れんこん</td><td>すいか</td><td>メロン</td><td>いちご</td></tr> <tr><td>セルリー</td><td>カリフラワー</td><td>こまつな</td><td>みずな</td><td>しゅんぎく</td></tr> <tr><td>みつば</td><td>にら</td><td>ちんげんさい</td><td>ふき</td><td>生しいたけ</td></tr> </tbody> </table>					グリーンピース	さやえんどう	そらまめ	えだまめ	さやいんげん	かんしょ	にんにく	やまのいも	しょうが	ごぼう	かぶ	れんこん	すいか	メロン	いちご	セルリー	カリフラワー	こまつな	みずな	しゅんぎく	みつば	にら	ちんげんさい	ふき	生しいたけ
グリーンピース	さやえんどう	そらまめ	えだまめ	さやいんげん																										
かんしょ	にんにく	やまのいも	しょうが	ごぼう																										
かぶ	れんこん	すいか	メロン	いちご																										
セルリー	カリフラワー	こまつな	みずな	しゅんぎく																										
みつば	にら	ちんげんさい	ふき	生しいたけ																										
	以上25品目																													
対象特定野菜等	<p>(重要特定野菜～出荷額が相対的に大きく、輸入品と競合している野菜)</p> <table> <tbody> <tr><td>かぼちゃ</td><td>スイートコーン</td><td>ブロッコリー</td><td>アスパラガス</td><td>以上4品目</td></tr> </tbody> </table> <p>(特認野菜～特定の県しか加入できない)</p> <table> <tbody> <tr><td>しじとうがらし</td><td>らっきょう</td><td>わけぎ</td><td>にがうり</td><td>オクラ</td><td>みょうが</td><td>以上6品目</td></tr> <tr><td colspan="6">(____は本県既存産地品目</td><td>8品目)</td></tr> </tbody> </table> <p>加工用品種を含む。ただし、でんぶん又はアルコール原料用かんしょは除く。</p> <p>※ 簡易な処理を行った野菜も対象(皮ムキ、芯抜き、ふたつ割、パッキング等)</p>					かぼちゃ	スイートコーン	ブロッコリー	アスパラガス	以上4品目	しじとうがらし	らっきょう	わけぎ	にがうり	オクラ	みょうが	以上6品目	(____は本県既存産地品目						8品目)						
かぼちゃ	スイートコーン	ブロッコリー	アスパラガス	以上4品目																										
しじとうがらし	らっきょう	わけぎ	にがうり	オクラ	みょうが	以上6品目																								
(____は本県既存産地品目						8品目)																								
	<p>1. 作付面積</p> <table> <thead> <tr><th></th><th>現行産地型</th><th>複合指定産地型</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>一般野菜</td><td>概ね5ha以上</td><td rowspan="3">左の品目毎の要件を満たし、2種類以上で構成されている産地</td></tr> <tr><td>軟弱野菜</td><td>概ね3ha以上</td></tr> <tr><td>生しいたけ</td><td>ほだ木5万本相当以上</td></tr> </tbody> </table> <p>※概ね=8割以上</p> <p>2. 共販等率</p> <table> <tbody> <tr><td>現行型</td><td>総出荷量の概ね2/3以上</td><td>(ただし産地強化計画を樹立した場合は総出荷量の1/3以上)</td></tr> <tr><td>複合型</td><td>総出荷量の概ね1/2以上</td><td>(")</td></tr> </tbody> </table>						現行産地型	複合指定産地型	一般野菜	概ね5ha以上	左の品目毎の要件を満たし、2種類以上で構成されている産地	軟弱野菜	概ね3ha以上	生しいたけ	ほだ木5万本相当以上	現行型	総出荷量の概ね2/3以上	(ただし産地強化計画を樹立した場合は総出荷量の1/3以上)	複合型	総出荷量の概ね1/2以上	(")									
	現行産地型	複合指定産地型																												
一般野菜	概ね5ha以上	左の品目毎の要件を満たし、2種類以上で構成されている産地																												
軟弱野菜	概ね3ha以上																													
生しいたけ	ほだ木5万本相当以上																													
現行型	総出荷量の概ね2/3以上	(ただし産地強化計画を樹立した場合は総出荷量の1/3以上)																												
複合型	総出荷量の概ね1/2以上	(")																												
産地の登録要件	<p>出荷団体 (JA・経済連・全農等)</p> <p>上記の産地要件とする。</p> <table> <thead> <tr><th></th><th>現行産地型</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>一般野菜・軟弱野菜</td><td>概ね 1.5ha以上</td></tr> <tr><td>生しいたけ</td><td>概ね ほだ木2.5万本以上</td></tr> </tbody> </table> <p>※概ね=8割以上</p>						現行産地型	一般野菜・軟弱野菜	概ね 1.5ha以上	生しいたけ	概ね ほだ木2.5万本以上																			
	現行産地型																													
一般野菜・軟弱野菜	概ね 1.5ha以上																													
生しいたけ	概ね ほだ木2.5万本以上																													
対象となる契約取引	書面契約	対象出荷期間前の契約に限定〔出荷者と実需者及び量販店等への納入業者(以下「実需者等」という。)との書面契約〕																												
	契約形態	<ol style="list-style-type: none"> 出荷者と実需者等の直接契約 仲介者が一者の契約で出荷者と実需者等が契約当事者の三者契約 市場経由の契約取引 <ul style="list-style-type: none"> 卸を含む三者契約(実需者が買參權を持つ) 卸・仲卸を含む四者契約(実需者が買參權を持たない) 																												
	契約事項	<ol style="list-style-type: none"> 特定野菜の種別 特定野菜の供給期間 契約価格(価格、価格の決定方式) 特定野菜の供給数量(定量供給契約) 供給数量の不足が生じた際にに関する事項 (定量・定価格契約における数量確保の補てんに加入する場合) その他必要な事項 																												
	措置内容 (保証の主な仕組み) ※別表1参照	<ol style="list-style-type: none"> 市場等に出荷する予定のものを、契約取引に仕向けた場合 (契約価額と平均販売価額との差額の7割補てん) 作柄変動等による契約数量の不足分の購入確保にかかる経費補てん (契約価額と購入価額との差額の9割補てん) 市場価格運動契約における価格低落時の生産者補給金の交付 (発動基準価額(基準価格の90%)との差額の9割補てん) 過剰の場合の出荷調整(産地廃棄等)に対する生産者補給金の交付 (廃棄した野菜につき市場価額、又は、契約価額のいずれか低い額の4割補てん) 																												
	資金造成の負担割合	国 1/3、県 1/3、生産者(登録出荷団体または登録生産者) 1/3																												